

令和4年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

東京都立大学

令和5年3月

令和6年3月追記

令和7年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2 内部質保証に関する基準	7
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	11
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	14
領域5 学生の受入に関する基準	16
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	18
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果(案)を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和5年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山 内	進	一橋大学名誉教授
山 口	宏 樹	大学入試センター理事長
山 本	健 慈	国立大学協会参与
吉 田	文	早稲田大学教授
◎ 山 極	壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高 田	邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
片 峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高 島	忠 義	愛知県立大学名誉教授
山 本	健 慈	国立大学協会参与
川 嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
◎ 土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田	好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和 久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
白 石 小百合	横浜市立大学教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
奈良間 美 保	京都橘大学教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授

横 山 知 行 新潟大学教授

(第2部会)

◎ 片 峰	茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治		野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清 水 美 憲		筑波大学教授
竹 内 啓 博		公認会計士、税理士
棚 橋 健 治		広島大学副学長
谷 口	功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄		公認会計士
戸田山 和 久		名古屋大学教授
奈良間 美 保		京都橘大学教授
深 見 公 雄		放送大学高知学習センター所長
松 原	仁	東京大学教授
三 浦 浩 喜		福島大学長
光 田 好 孝		大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子		公認会計士
山 下 一 夫		鳴門教育大学参与
横 矢 直 和		奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石 田 朋 靖		高崎健康福祉大学長
大 谷	順	熊本大学理事・副学長
小 川 宣 子		中部大学客員教授
片 山 英 治		野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加 藤 映 子		大阪女学院大学長
齋 藤 一 弥		筑波大学教授
佐 藤 信 行		中央大学教授
佐 藤 之 彦		千葉大学教授
◎ 高 島 忠 義		愛知県立大学名誉教授
竹 内 啓 博		公認会計士、税理士
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄		公認会計士
戸田山 和 久		名古屋大学教授
西 村 伸 一		岡山大学教授
藤 田 佐 和		高知県立大学教授
光 田 好 孝		大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子		公認会計士
山 内	進	一橋大学名誉教授
山 岡	洋	桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

東京都立大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 3－6、基準 5－3、基準 6－3 及び基準 6－4 を除くすべての基準を満たしている。

基準 3－6、基準 5－3、基準 6－3 及び基準 6－4 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された、教員の学位及び業績が一部公表されていない。(基準 3－6)
- 経営学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。また、法学政治学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)
- 人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科においては、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準であることが認められず、教育課程の編成が体系性を有しているといえない。(基準 6－3)
- 都市環境科学研究科を除いたすべての研究科において、1 年間の研究指導の計画を、学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。(基準 6－3)
- すべての研究科の一部の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されていない。(基準 6－4)
- 経営学研究科では、課程修了に必要な授業科目単位に研究指導を含めている。(基準 6－4)

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和 6 年 3 月)

基準 3－6

- 「学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された、教員の学位及び業績が一部公表されていない。」とする改善を要する点は、令和 5 年度に改善されている。

(追記 令和 6 年 3 月)

基準 5－3

- 「経営学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。また、

法学政治学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。」とする改善を要する点は、法学政治学研究科専門職学位課程においては令和5年度に改善されている。

(追記 令和6年3月)

基準6-3

- 「人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科においては、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準であることが認められず、教育課程の編成が体系性を有しているといえない。」とする改善を要する点は、法学政治学研究科、経営学研究科においては令和5年度に改善されている。

(追記 令和6年3月)

基準6-3

- 「都市環境科学研究科を除いたすべての研究科において、1年間の研究指導の計画を、学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。」とする改善を要する点は、法学政治学研究科においては令和5年度に改善されている。

(追記 令和6年3月)

基準6-4

- 「経営学研究科では、課程修了に必要な授業科目単位に研究指導を含めている。」とする改善を要する点は、令和5年度に改善されている。

(追記 令和7年3月)

基準6-3

- 「都市環境科学研究科を除いたすべての研究科において、1年間の研究指導の計画を、学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。」とする改善を要する点について、人文科学研究科、経営学研究科、理学研究科、システムデザイン研究科において「研究指導の計画」の内容が十分ではないものの令和6年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 7 学部及び 7 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・人文社会学部（2 学科：人間社会学科、人文学科）
- ・法学部（1 学科：法学科）
- ・経済経営学部（1 学科：経済経営学科）
- ・理学部（4 学科：数理科学科、物理学科、化学科、生命科学科）
- ・都市環境学部（6 学科：地理環境学科、都市基盤環境学科、建築学科、環境応用化学科、観光科学科、都市政策科学科）
- ・システムデザイン学部（5 学科：情報科学科、電子情報システム工学科、機械システム工学科、航空宇宙システム工学科、インダストリアルアート学科）
- ・健康福祉学部（4 学科：看護学科、理学療法学科、作業療法学科、放射線学科）

[大学院課程]

- ・人文科学研究科（博士前期課程 4 専攻：社会行動学専攻、人間科学専攻、文化基礎論専攻、文化関係論専攻、博士後期課程 4 専攻：社会行動学専攻、人間科学専攻、文化基礎論専攻、文化関係論専攻）
- ・法学政治学研究科（博士前期課程 1 専攻：法学政治学専攻、博士後期課程 1 専攻：法学政治学専攻、専門職学位課程 1 専攻：法曹養成専攻）
- ・経営学研究科（博士前期課程 1 専攻：経営学専攻、博士後期課程 1 専攻：経営学専攻）
- ・理学研究科（博士前期課程 4 専攻：数理科学専攻、物理学専攻、化学専攻、生命科学専攻、博士後期課程 4 専攻：数理科学専攻、物理学専攻、化学専攻、生命科学専攻）
- ・都市環境科学研究科（博士前期課程 1 専攻：都市環境科学専攻、博士後期課程 1 専攻：都市環境科学専攻）
- ・システムデザイン研究科（博士前期課程 1 専攻：システムデザイン専攻、博士後期課程 1 専攻：システムデザイン専攻）
- ・人間健康科学研究科（博士前期課程 1 専攻：人間健康科学専攻、博士後期課程 1 専攻：人間健康科学専攻）

平成 30 年度に、人間・社会・文化への広い関心をもとに、人文社会諸学の原理や研究方法を修得することによって、学んだ成果を自らの言葉で表現し、発信することのできる人材を養成するために、人文社会学部を設置している。

平成 30 年度に、法律学・政治学の専門教育により学生一人一人の能力を引き出し、公務員、法曹、研究者、企業人その他専門家として社会の発展を牽引しうる人材を養成するために、法学部を

設置している。

平成 30 年度に、社会・経済の様々な問題を解決するための能力を培うことで、将来のあるべき政策や将来像を立案し国・自治体、民間企業に適切な指針を与えるリーダーとして活躍する人材、あるいは深く経済学・経営学を探究する研究者として活躍していく人材を養成するために、経済経営学部を設置している。

平成 30 年度に、自然科学に関する深い理解・知識、論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成するために、理学部を設置している。

平成 30 年度に、都市環境学部を再編し、地理学を中心とした環境科学、地球科学の知識に基づく地域・地球の理解を通して、自然環境と調和した人間社会の実現に貢献できる技術者、教育者、研究者等の人材を養成するために地理環境学科を、都市が直面する様々な問題（特に人口減少・超高齢化社会を見据えた活力ある国土・都市基盤の再構築と都市基盤施設の老朽化に備えた効率的な維持管理、都市環境の維持・保全・創造、自然災害に対する防災）に主眼を置き、既成の概念にとらわれず総合的な視野を有する土木技術者として、主体的な判断、行動能力を有し、創造的な力を発揮出来る人材を養成するために都市基盤環境学科を、建築全般の幅広い知識と技術を有するとともに、東京をはじめとする大都市における建築的諸問題及びそこから発生する都市的諸問題に積極的に取組む建築家、都市計画家、設計者、技術者等の職業専門家と教育・研究者人材を養成するために建築学科を、工学としての化学である応用化学・材料化学に関する教育と研究を行い、特に、都市が直面している環境問題やエネルギー問題の課題解決に貢献できる研究者・技術者人材を養成するために環境応用化学科を、理学的・工学的な知識と技術を用いて、地域の現象解明や観光者の行動・意識の解読を行い、豊かな発想力・構想力を用いて、計画立案、観光振興の実践活動を担えるジェネラリストや専門家、教育者、研究者人材を養成するために観光科学科を、グローバルな視点を持ち、あるべき都市空間の姿を的確に描き、それを制度として立案し、人々とともに実現していくという、優秀な都市づくりのプランニング力をもつ人材を養成するために都市政策科学科を設置している。

平成 30 年度に、システムデザイン学部を再編し、都市社会の持続的発展に不可欠な、情報の生成、伝達、処理、蓄積、利用を支える情報技術に幅広い視点から貢献可能な人材、情報科学のコア分野を基礎理論系、アーキテクチャ系、コンテンツ系と定め、その基礎知識・技術をバランスよく学ぶことで、リアルとサイバーが情報を媒介として高度に融合した現代社会が抱える諸問題の背後にある本質を捉え、その解決に貢献できる人材及び変化の早い情報技術分野において、最新の知識や技術を自ら学ぶことができる基礎知識と素養を身につけ、さらには社会に貢献する新しい情報技術を創生できる人材を養成するために情報科学科を、現在及び未来の社会・産業の要請に応え得る情報システム技術と電気電子通信システム技術の素養と確かな実践力をソフトからハードまで幅広く身に付け、それらの技術を融合した新たな技術を創生し得る「底力」のある技術者・研究者を養成するために電子情報システム工学科を、システム工学、制御工学、ロボット工学、設計工学、生体工学、マイクロ・ナノテクノロジー等の学問領域の基礎を教育することにより、求められる理想社会を構築する機械システムを創り出すことのできる創造性豊かな人材を養成するために機械システム工学科を、航空宇宙分野はもとより次世代科学技術の発展を担うことができるような応用能力に富み、広い視野を持った技術者・研究者を養成するために航空宇宙システム工学科を、現代の社会が抱える様々な問題や文化産業活動に柔軟に応えるべく、総合大学ならではの幅広い視野と、産

業活動を工学的かつ表現的な視点から再編集し、そこから新しい価値やネットワークを生み出していくことができる総合的能力を備えた先端的で創造的なデザイナー、クリエイター、プロデューサー、研究者等の文化創造の担い手となる人材を養成するためにインダストリアルアート学科を設置している。

平成 30 年度に、法学、政治学に関して、広い視野に立ち、真摯な情熱を備え、清新な学識を究める国際的水準の研究者、学界を牽引しうる研究者を養成するほか、法曹、高度な知識を有する専門的職業人・公務員を志す人材を養成するために、法学政治学研究科を設置している。

平成 30 年度に、経営学や経済学、ファイナンスの諸分野に関する高度な専門的知識と情報収集・分析能力を有し、国内外の民間部門や公共部門でリーダーとして既存の制度的な枠組みの変革や新規事業の創造等を担う経営者・管理者・起業家、及び学術的あるいは実務的な課題について幅広い視野を持って研究を遂行できる能力を持った研究者を養成するために、経営学研究科を設置している。

平成 30 年度に、自然科学の広範かつ先端的な知識、考え方、方法を教授研究し、自立した研究能力と柔軟な問題解決能力や説明能力を培い、国際的な視野と発信力を有し、創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成するために、理学研究科を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、人文社会学部、法学部、経済経営学部、理学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部、人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科、理学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会及び研究科教授会を置いている。各学部・研究科の教授会は、当該組織の教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。なお、これらの組織の長は、必要に応じ、当該組織の准教授、助教授その他教職員を教授

会の構成員に加えることができるとしており、都市環境学部教授会及び都市環境科学研究科教授会においては准教授も構成員としている。また、学部長又は研究科長が必要と認めるときは、学部又は研究科の教授会に代議員会を置くことができ、学部長又は研究科長が指定する事項に関して代議員会で決する事項は、教授会の決する事項としている。理学教授会に理学部長、理学部長補佐、各学科長及び理学部学務課長で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。都市環境学部教授会に都市環境学部長、各学域長、各学科長、都市環境学部長補佐及び理系学務課長で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。システムデザイン学部システムデザイン学部長、システムデザイン学部長補佐、システムデザイン学部各学科長、各コース長、システムデザイン学部各副学科長、各副コース長、システムデザイン学部各学科・各コースから選出された代議員で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。理学研究科教授会に理学研究科長、理学研究科長補佐、各専攻長及び理学部学務課長で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。都市環境科学研究科教授会に都市環境科学研究科長、各学域長、各学科長、都市環境科学研究科長補佐及び理系学務課長で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。システムデザイン研究科にシステムデザイン研究科長、システムデザイン研究科長補佐、システムデザイン研究科各学域長、システムデザイン研究科各副学域長、システムデザイン研究科各学域から選出された代議員で構成される代議員会を設置しており、一部の審議事項について審議している。各教授会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究審議会は、学長、事務局長、理事、各学部長、大学教育センター長、国際センター長、学術情報基盤センター長、総合研究推進機構長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、評価を担当する副学長を自己点検・評価の責任者としている。自己点検・評価と改善活動の分類ごとの責任者として、教育分類では各学部長、各研究科長及び大学教育センター長を、研究分類では総合研究推進機構長を、社会貢献分類では総合研究推進機構長及び生涯学習推進センター長を、施設設備分類では管理部長及び学術情報基盤センター長を、学生支援分類では国際センター長、学生サポートセンター長及びダイバーシティ推進室長を、学生受入分類では各学部長、各研究科長及びアドミッション・センター長を置いている。

この体制における中核的な審議機関は内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会であり、その役割分担は内部質保証に関する規程、内部質保証推進会議設置要綱、自己点検・評価委員会規程、自己点検・評価活動実施要綱及び改善活動実施要綱に明確に定めている。

内部質保証体制を機能させるための情報を共有するにあたり、中核的な審議機関である内部質保証推進会議は、学長、副学長、及びその他学長が指名する者によって、自己点検・評価委員会は、副学長、各学部長、経営企画室長、総務部長、管理部長、研究推進担当部長、学生担当部長、国際推進担当部長、生涯学習担当部長、日野キャンパス管理部長、荒川キャンパス管理部長及びその他学長が指名する者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

人文社会学部においては、人文社会学部長を責任者としてその質保証を行っている。

法学部においては、法学部長を責任者としてその質保証を行っている。

経済経営学部においては、経済経営学部長を責任者としてその質保証を行っている。

理学部においては、理学部長を責任者としてその質保証を行っている。

都市環境学部においては、都市環境学部長を責任者としてその質保証を行っている。

システムデザイン学部においては、システムデザイン学部長を責任者としてその質保証を行っている。

健康福祉学部においては、健康福祉学部長を責任者としてその質保証を行っている。

人文科学研究科においては、人文科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

法学政治学研究科においては、法学政治学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

経営学研究科においては、経営学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

理学研究科においては、理学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

都市環境科学研究科においては、都市環境科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

システムデザイン研究科においては、システムデザイン研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

人間健康科学研究科においては、人間健康科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、管理部長を責任者として管理部学長室（施設担当）が、学習環境については、管理部長を責任者として管理部学長室（施設担当）が、情報設備については、学術情報基盤センター長を責任者として学術情報基盤センターが、附属図書館については、学術情報基盤センター長を責任者として学術情報基盤センターが質保証を行っている。その役割分担は、改善活動実施要綱、学術情報基盤センター規則によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生サポートセンター長を責任者として学生サポートセンターが、学生の就職支援については、学生サポートセンター長を責任者として学生サポートセンターが、留学生の支援については、国際センター長を責任者として国際センターが、質保証を行っている。その他の学生支援については、ダイバーシティ推進室長を責任者としてダイバーシティ推進室が分担して質保証を行っている。その役割分担は、改善活動実施要綱、学生サポートセンター設置要綱、国際センター規則、ダイバーシティ推進室設置要綱によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、アドミッション・センター長を責任者としてアドミッション・センターが、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、各学部長及び各研究科長を責任者として各学部及び各研究科が、質保証を行っている。その役割分担は、改善活動実施要綱、入試委員会規程、アドミッション・センター設置要綱によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己点検・評価活動実施要綱に定めており、その具体的な内容は質保証チェックシートで示している。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを自己点検・評価活動実施要綱、全学最終評価実施要綱、教職課程委員会規程及び質保証チェックシートに定めており、その具体的な内容は質保証チェックシートで示している。なお、質保証チェックシートには全ての項目が網羅されていないが、次年度以降改定の予定とされている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、自己点検・評価活動実施要綱、全学最終評価実施要綱及び質保証チェックシートに定めており、その具体的な内容は質保証チェックシートで示している。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、全学共通科目に関する授業改善アンケート実施要綱、授業外学習時間アンケート実施要綱、卒業時の学修成果等アンケート実施要綱を、また、施設設備、学生支援、学生受入については、自己点検・評価活動実施要綱、全学最終評価実施要綱及び質保証チェックシート等を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置につい

て検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、自己点検・評価活動実施要綱、全学最終評価実施要綱及び改善活動実施要綱に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

定款において、重要な組織の編成に関する事項は経営審議会の審議事項と定めている。また定款、学則において、教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項、教育課程の編成に係る方針に関する事項は教育研究審議会の審議事項と定めている。実際に平成 29 年度の学部・研究科の設置や学科の設置において、教育研究審議会及び経営審議会の審議を経て設置の審議・承認がなされている。このことから、機関別内部質保証体制により、学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しに関する検証を行う仕組みを有している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、東京公立大学法人教職員の任命等に関する規則、教員採用選考に関する要綱及び教員昇任選考等に関する要綱等を定め、書類審査、模擬授業、面接等を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

東京都公立大学法人大学教員の評価に関する規程を策定し、教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

東京都公立大学法人大学教員給与規則に基づき、別紙様式 2－5－3 のとおり、評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、教育力向上 F D セミナー、

A I M S 事業に伴う英語教育環境の整備についての F D セミナー、学生の深い学びに繋がる「新しい対面授業」についての F D セミナー等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員を教務課、学生課、キャリア支援課、国際課、文系学務課、理系学務課、日野キャンパス管理部学務課及び荒川キャンパス管理部学務課に、教育活動の支援や補助等を行う職員を研究推進課、理系管理課及び学術情報基盤センター事務室に、図書館の業務に従事する職員を学術情報基盤センター事務室、文系管理課、日野キャンパス管理部学務課及び荒川キャンパス管理部学務課に配置している。また、T A 等教育補助者を全学的に配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、教務事務セミナー、N I I 学術情報基盤オープンフォーラム、T A スキルアップセッション等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、東京都知事に提出され、財務諸表の承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

東京都立大学を設置する東京都公立大学法人に管理運営組織として、経営審議会を設置している。

経営審議会は、理事長、副理事長、理事及び学外委員 3 人以内により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開及び個人情報保護は総務課労務安全管理係、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験は総務課監査・内部統制係が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止及び学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止及び学生危機対応は総務課監査・内部統制係、情報セキュリティは総務課情報企画係が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

東京都公立大学法人組織規則に基づき、事務組織を設置している。別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 288 人、非常勤 131 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が広報委員会、研究費評価・配分委員会、学生委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、教務事務セミナー（8 人参加）、実用英語研修（13 人参加）、SD サマープログラム（34 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を置いている。監事は、東京都公立大学法人監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、理事長に報告を行っている。

会計監査人による監査が実施され、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告が作成されている。

内部監査である内部会計監査については、東京都公立大学法人内部会計監査規程によると、自己監査及び自己点検からなるものとしている。自己監査は理事長が予算執行事務及び会計事務全般について、東京都公立大学法人の職員のうちから監査を行う職員（以下、監査員とする）を命じて各予算執行単位を監査させることであり、監査員は監査が終了したときは、その結果を理事長に報告している。自己点検は各執行単位の経理事務管理者等が現金及び預金の管理並びに研究費の執行内容を主な対象として、自ら処理した会計事務について、定期的に検証することであり、四半期に一度実施している。ただし、同一の四半期内に監査を実施する場合には、当該監査の実施をもって、点検の実施に代えることができるとしている。

監事及び会計監査人は、理事長等との間で意見交換を行い、情報共有を図っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしていない。

【改善を要する点】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された、教員の学位及び業績が一部公表されていない。

【評価結果の根拠・理由】

一部の教員の学位及び業績を除き、法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり

公表している。

なお、自己評価書提出時点には、法令等が公表を求める事項のうち、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された大学院課程の学習の成果に係る評価並びに学士課程及び専門職学位課程の卒業又は修了の認定基準、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 5 条に規定された成績評価の実施状況、並びに、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定された教員の養成に係る教員の数、教員が有する学位及び業績並びに教育職員免許を取得するために必要な授業科目に関することについて、適切に公表されていなかったが、令和 4 年 12 月までに公表している。ただし、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定された教員の養成に係る教員が有する学位及び業績の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された全教員の有する学位及び業績の公表を利用しているため、教員の養成に係る教員が有する学位及び業績の一部も公表されていない可能性がある。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

南大沢キャンパス（八王子市南大沢）、日野キャンパス（日野市旭が丘）、荒川キャンパス（荒川区東尾）及び晴海キャンパス（中央区晴海）の 4 キャンパスを有し、その校地面積は計 519,468 m²、校舎等の施設面積は計 204,043 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりである。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、南大沢キャンパス木工実験棟 B、南大沢キャンパス工作施設、日野キャンパス工作機械室、日野キャンパス木工室を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。南大沢キャンパス、日野キャンパス、荒川キャンパス及び晴海キャンパスの耐震化率は 100%である。丸の内サテライトキャンパスについては、入居ビルにおいて、新耐震基準を満たす耐震性能が確保されている。バリアフリー化については、南大沢キャンパス、日野キャンパス、荒川キャンパス、晴海キャンパスにおいては身障者用トイレ施設が、丸の内サテライトキャンパスには入居ビルの共用部にエレベーターが設置されているなど、配慮している。安全防犯面については、南大沢キャンパス、日野キャンパス、荒川キャンパス、晴海キャンパスにおいては防犯カメラ及び外灯を設置し、配慮している。なお、丸の内サテライトキャンパスにおいては入居ビルに安全及び防犯上が必要な外灯及び防犯カメラが設置され、24 時間有人で管理されている。

I C T 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、南大沢キャンパス、日野キャンパス及び荒川キャンパス内に設置しており、延面積 16,563 m²、閲覧座席数は 933 席である。原則として、南大沢キャンパスの本館は 9 時 00 分から 20 時 30 分まで、日野キャンパスの日野館及び荒川キャンパスの荒川館は 10 時 00 分から 19 時 00 分まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 1,032,908 冊、学術雑誌 19,207 種、電子ジャーナル 17,217 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、ミーティングルーム、プレゼンテーションルーム、院生室等が整備されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室及び保健室設置並びにキャリア支援課がキャリア相談を実施するなど、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、東京都公立大学法人におけるハラスメント防止のための基本方針等に基づき、ハラスメント相談員等が相談窓口となり、調査チーム及び防止委員会と連携し、対応にあっている。

150 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、多目的運動場、和・洋弓道場及び講堂を整備し、提案公募型の物品及びコーチ指導費支援等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際センターを設置し、日本で就職したい外国人留学生のための就職ガイダンスを実施する、チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。別紙様式4-2-4のとおり、バリアフリーマップの作成、障害のある学生の相談窓口及び障害に対する理解啓発を進めるための講演会の開催等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、入学料の免除、授業料の免除及び寄宿舍の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、東京都立大学における入学者選考を的確に実施することを目的とした、入試委員会を設置している。学部の入試については、入試委員会の下に各入試に対応した部会を設置し、各学部にも学部入試実施のために学部部会を置くことができるとしている。大学院の入試については、入試委員会の下に大学院等入試部会を設置し、各研究科に大学院入試のために大学院入学志願者選考委員会を設置している。

なお自己評価書提出時には、理学部、都市環境学部、健康福祉学部、人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科、理学研究科、人間健康科学研究科における入試実施に係る委員会組織の整備が不十分だったが、令和 4 年 12 月までに各組織において整備している。

入試委員会の入試制度検討部会において入試結果及び入学後の成績を分析し、各学部において分析結果に基づいて検討を行っている。また、アドミッション・センター拡大会議において、連携協定校へのアンケート結果を踏まえて令和 7 年度入試からの入学試験改革を検討している。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

経営学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。また、法学政治学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 人文社会学部：1.09 倍
- ・ 法学部：1.06 倍
- ・ 経済経営学部：1.05 倍
- ・ 理学部：1.04 倍
- ・ 都市環境学部：1.03 倍
- ・ システムデザイン学部：1.02 倍
- ・ 健康福祉学部：1.03 倍

[博士前期課程]

- ・ 人文科学研究科：0.95 倍
- ・ 法学政治学研究科：1.07 倍
- ・ 経営学研究科：0.83 倍
- ・ 理学研究科：1.02 倍
- ・ 都市環境科学研究科：1.01 倍
- ・ システムデザイン研究科：1.22 倍
- ・ 人間健康科学研究科：0.97 倍

[博士後期課程]

- ・ 人文科学研究科：0.75 倍
- ・ 法学政治学研究科：0.70 倍
- ・ 経営学研究科：1.36 倍
- ・ 理学研究科：0.74 倍
- ・ 都市環境科学研究科：0.81 倍
- ・ システムデザイン研究科：1.18 倍
- ・ 人間健康科学研究科：1.01 倍

[専門職学位課程]

- ・ 法学政治学研究科：0.69 倍

経営学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

法学政治学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、すべての学部において、自己評価書提出時点には、全学共通教育に関して、教育課程方針の中で学習成果の評価の方針が定められていなかったが、令和4年12月までに定めている。また、すべての研究科において、自己評価書提出時点には、研究指導や学位論文の評価の方針に関する内容等が明確に記述されていなかったが、令和4年12月までに記述されている。ただし、一部の研究科において、具体的な学位論文審査基準まで示しており、学位論文提出要件や学生の資質に求める基準は異なるものの、博士前期課程及び博士後期課程の学位論文の審査基準としては同等となっている。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしていない。

【改善を要する点】

人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科においては、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準であることが認められず、教育課程の編成が体系性を有しているといえない。

都市環境科学研究科を除いたすべての研究科において、1年間の研究指導の計画を、学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

また、理学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。なお、自己評価書提出時点には、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科においては、大学院学則第 30 条第 2 項に定める学部の授業科目を履修し修了要件に充当することができる点に関する取扱いが適切に定められていなかったが、令和 4 年 12 月までに研究科ごとに適切に定めている。

人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科においては、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準であることが認められず、教育課程の編成が、体系性を有しているといえない。人文科学研究科、法学政治学研究科では、大学院学則第 30 条第 2 項に定める学部の授業科目を履修し修了要件に充当することができる点に関する取扱いが令和 4 年 12 月までに改訂されたが、適切に定められていない。また、経営学研究科では、大学院学則第 30 条第 2 項に定める学部の授業科目を履修し修了要件に充当することができる点に関する取扱いについて、経済学研究科要綱第 4 条第 5 項に取扱いの一部である手続きについて定められているものの、適用する判断基準等を含めた取扱いが適切に定められていない。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い、既修得単位の認定に関する規則、他大学等の授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修に関する規則並びに大学院学則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備しているが、都市環境科学研究科を除き、1 年間の研究指導の計画を学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。なお、自己評価書提出時点には、大学院学則に 1 年間の研究指導の計画を学生に対してあらかじめ明示することが定められていたものの、一部の研究科において定めた内規では運用の実態が適切ではなかった。令和 4 年 12 月までに標準修業年限内の年次計画と思われる研究指導の計画を定めているが、既存の内規との整合性が認められない。

専門職学位課程として法学政治学研究科法曹養成専攻を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしていない。

【改善を要する点】

すべての研究科の一部の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されていない。

経営学研究科では、課程修了に必要な授業科目単元に研究指導を含めている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 15 週または 7.5 週にわたるものとなっており、

いる。なお、自己評価書提出時点には、15 週または 7.5 週になっていることが明瞭ではなかったが、令和 4 年 11 月までに令和 5 年度向けに改定した学年暦を作成している。

すべての学部・研究科において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての研究科の一部の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されていない。経営学研究科を除く研究科では、研究指導を課程修了に必要な授業科目単位としていると誤認されるシラバスがあり、令和 5 年度に向けてシラバスを改定する予定である。経営学研究科では、課程修了に必要な授業科目単位に研究指導を含めているが、令和 5 年度に向けて研究科要綱を改正する予定である。

なお、自己評価書提出時点には、一部の授業科目において、シラバスの記載が十分ではなかったが、令和 4 年 11 月までにシラバス作成のガイドラインを改訂している。また、規則等はなく体制整備が十分ではないものの、各学部・研究科において、シラバスのチェックを実施している。ただし、一部の学部・研究科等において、事務職員がシラバスの記載内容のチェックを担当するなど、実施しているチェックが十分に機能しているとはいえない。

すべての学部において、全学共通科目を含めた教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6-4-4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当しているが、専任の教授・准教授が担当している割合が低い。

すべての研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6-4-4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当しているが、人文科学研究科、法学政治学研究科において、専任の教授・准教授が担当している割合が低い。

法学政治学研究科法曹養成専攻を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

すべての研究科において、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。なお、自己評価書提出時点には、大学院学則に該当する定めがなかったが、令和 4 年 11 月までに大学院学則を改正している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6-5-1 のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6-5-2 のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6-5-3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6-5-4 のとおり整えている。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、自己評価書提出時点には、法学政治学研究科、理学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科の成績評価基準の整備が不十分だったが、令和 4 年 11 月までに成績評価基準を改定し、整備している。また、自己評価書時点には、システムデザイン研究科を除く大学院課程において、適切な成績評価基準を学生に周知していなかったが、令和 4 年 12 月までに周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。なお、自己評価書提出時点では、人文科学研究科及び法学政治学研究科は授業科目毎に成績評価の分布を組織的に確認していなかったが、令和 4 年 12 月までに組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、学士課程における全学共通科目、法学部、理学部、システムデザイン学部、法学政治学研究科、理学研究科及びシステムデザイン研究科においては、成績に対する異議申立て制度の整備が不十分だったが、令和 4 年 11 月までに、各組織において関係規則を整備し、学生に公表している。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。なお、人間健康科学研究科博士前期課程と博士後期課程の学位論文審査基準において、学生の資質に求める基準は異なるものの、学位論文に求める基準はほぼ同等となっている。

すべての学部・研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の様況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、全ての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。ただし、博士後期課程においては、標準修業年限内の修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率が比較的低い状況にあり、いくつかの研究科では修了率を向上させる取組を実施している。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。ただし、大学院課程においては、経営学研究科経営学専攻経営学プログラムを除き、修了時の学生からの意見聴取は実施していない。